

令和5年7月4日
文化審議会世界文化遺産部会

今後の世界文化遺産への推薦に係る意見

文化審議会世界文化遺産部会においては、昨年度来、我が国の世界遺産暫定一覧表に記載された資産のうち、関係自治体から推薦の希望があった「彦根城」及び「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」について調査審議を行ってきた。その結果、それぞれについて別添1及び別添2の課題があることを確認し、以下のとおり意見する。

「彦根城」

「彦根城」については、暫定一覧表記載から長期間が経過しており、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモス（以下「イコモス」という。）による世界遺産の価値に係る評価も多様化している中で、その顕著な普遍的価値について、イコモスとの対話を踏まえ更に検討を進める必要がある。

今年より、ユネスコにおいて事前評価制度（※）が開始されることから、同制度を活用して顕著な普遍的価値の検討を進めることが有効であると考えます。

このため、より物証に基づいた具体的な説明を加えるなど、顕著な普遍的価値の証明に係る課題に更に対応するとともに、上記事前評価制度を活用し、今後の方向性を検討すべきである。なお、イコモスの評価次第では、その指摘に応じて提案内容の見直し、あるいは推薦の可否の検討も視野に入れて取り組むべきである。

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」については、世界遺産登録の要件となる資産の保護（文化財等指定）が進められているものの、必ずしも十分でない状況であり、引き続き取り組むべきである。

また、資産の管理・整備に係る関係省庁・関係自治体等による包括的な体制の構築、全体方針の策定、国際的な理解を得るための価値の説明の精査・充実等について更に取り組むべきである。

※事前評価制度（別添3参照）

自国の世界遺産暫定一覧表記載資産の世界遺産登録を目指す締約国が、推薦書の本提出前に、顕著な普遍的価値について諮問機関より技術的・専門的助言を受ける制度。諮問機関との対話を通じて質の高い推薦を促すことを目的とする。2021年の第44回世界遺産委員会拡大大会において導入が決定され、2023年より試験的に開始。2027年（令和9年）に推薦する資産より、予め事前評価を受けていることが義務化される。ユネスコへの申請締め切りは毎年9月15日。